

正会員規約

第1条 名称

この団体は、一般社団法人日本ベビーウェアリング協会(以下「本協会」という)と称し英文では、Japan Babywearing Associationと表記し、略称を「JaBA」とする。

第2条 本協会の目的

本協会は、次のビジョン、ミッション、ポリシーの下、抱っこやおんぶを通した子育て支援の充実を目指して活動している。

ビジョン

1. 日々の抱っこやおんぶが快適になる
2. 親子ともに幸せなスキンシップを楽しめる
3. 必要な時に専門家に相談支援を受けられる

それが当たり前になることで 親子の笑顔が溢れる社会を目指しています。

ミッション

- 学術的根拠や国際的な動向を注視した情報発信、普及啓発に努めます
- 支援に必要とされる幅広い知識とスキルを学び続ける場の提供
- 国内外のコンサルタント及び関連団体との連携

ポリシー

1. 目の前の親子のニーズを一番に考えます
2. 特定の道具や方法にこだわりません
3. 学術的根拠等に基づき情報を更新します

第3条 本正会員規約の範囲

本規約は、本協会の定款に定める正会員となった個人又は団体に適用される。

第4条 正会員

1. 本協会会員であり、ベビーウェアリングに関する資格または相当の専門資格を有し理事会の承認を得た個人又は団体とし、日本ベビーウェアリング協会の正会員と名乗ることができる。
2. 正会員は、日本ベビーウェアリング協会の定める定款及び本規約に同意し、誓約書に署名捺印し提出することとする。

3. 正会員は、メーカーガイドライン、および、本規約別紙1に記載の「正会員行動規範」を遵守します。
4. 正会員は、氏名、住所、連絡等の必要事項を、本協会の事務局担当者へ届け出ることとし、事務局担当者は正会員の個人情報を適切に扱うこととする。
5. 本協会の社員総会において議決権を有する。
6. 新規正会員の承認について、理事会へ異議申し立てを行うことができる。

第5条 会費

正会員は、入会時入会金2,500円 年会費5,000円(年度毎)を納入することとする。

第6条 会費の払い戻し

会員が既に納入した会費についてはその理由を問わず、原則これを返還しないものとする。

第7条 有効期間

本規約に基づく正会員の有効期間は入会した年4月1日～翌年3月末日の1年間とする。

期間満了となる1か月前までに正会員から本協会に対し、書面による特段の意思表示がない場合は更に1年間、自動更新するものとし以後も同様とする。

第8条 変更の届け出

正会員は、氏名、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合速やかに変更の連絡を行うものとする。

第9条 退会

正会員は本協会所定の手続きにより退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合に正会員は退会後も本協会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

また、本協会正会員として得た情報、個人情報等、守秘義務は退会後も遵守する。退会後は、退会理由を問わず、本協会正会員としての活動は禁止とする。

第10条 正会員資格の取り消し

本協会は正会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、正会員たる資格を取り消すことができるものとする。

- 本協会の名誉を著しく傷つける行為、または正会員としての品格を損なう行為があったと本協会が認めた場合。

- 本協会の会員に対して、個人的な営業活動、政治活動、宗教、ネットワークビジネス等の勧誘を行い、会員からの苦情があった場合。
- 本協会でも知れた個人情報等、守秘義務に関わる事項を漏洩させた場合。
- 本協会のロゴ、名称、写真を含む著作物を無断で使用した場合。
- 本協会の許可を得ていない個人講座で本協会の認定等を行った場合。
- 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合。
- 本規約、またはその他本協会が定めた規約に違反した場合。
- その他、本協会が正会員とした不適格と認める相当の事由が発生した場合。

第11条 サービスおよび特典

正会員は、本協会が行う以下の内容を利用することができる。

- 会報(ブログ等)の受信・閲覧
- 本協会主催のオンライン勉強会へ正会員割引での参加
- 本協会リーフレット等の無料提供(上限有り)
- 協会所有もしくは画像編集ソフト等のベビーウェアリングに関連する画像・写真の使用。

第12条 著作物の使用

講座カリキュラム、講座テキスト、その他本協会がWeb上で公開している著作物について、無断でのコピー転載、販売、配布、Web表示または記載等を禁止する。

本協会理事会の許可を得ず、本協会が実施している講座と同様の講座を開催することを禁止する。違反した場合は本協会より注意・警告を行い、改善されない場合は本協会正会員資格を抹消する。

第13条 規約の追加・変更

本規約に定めない事項で必要と判断されるものについては理事会で決議後、正会員の過半数の承認を経て定めるものとする。本協会は理事会と正会員の過半数の承認により、サービスの内容および料金を含め本規約の全てまたは一部を変更することができる。

第14条 免責

正会員は、本協会の活動に関連して得た資料、情報等について個人での活動で利用する場合、正会員または第三者が損害を被った場合であっても本協会は一切責任を負わないものとする。

正会員規約 別紙1

正会員行動規範

1. 利益相反を開示する。
2. 知的財産権を尊重する。
3. 個人的にバイアスのない情報を提示する。
4. 特定の宗教や思想の布教活動やネットワークビジネスに携わらない。
5. 正会員として開催するベビーウェアリング講座等において、高額な参加費の徴収をしないことを基本方針とする。
6. 抱っこ紐販売企業・団体等とのコミュニケーションについては、別途定めるガイドラインを遵守すること。

以下に概説されている、倫理的行動を推奨する。

・国連子どもの権利条約

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html

・国連女子差別撤廃条約

https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/joyaku.html